

24川財契第4992号
平成24年9月14日

各位

川崎市役所財政局資産管理部契約課長

「平成25年度作業報酬下限額」について（通知）

本市発注工事請負、業務委託につきましては、日ごろからご協力をいただきまして、ありがとうございます。

平成24年9月11日に開催された「川崎市作業報酬審議会」において、平成25年度の作業報酬下限額（川崎市契約条例第7条第1項各号に掲げる特定工事請負契約及び特定業務委託契約に従事する者に対して支払われるべき1時間当たりの作業報酬の下限の額）について、全会一致で決議され、同日、國重会長から川崎市に答申されました。

本市では答申を踏まえ、「平成25年度作業報酬下限額」を次のとおり定めましたのでお知らせします。

川崎市契約条例では、条例で定める特定工事請負契約及び特定業務委託契約を市と締結する者は、市が定める作業報酬下限額以上の賃金等を契約業務に従事する労働者が受け取ることができるようにしなければならないとされております。

なお、契約条例、契約規則等の詳細につきましては、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」に掲載しておりますのでご覧ください。

<http://keiyaku.city.kawasaki.jp/epc/index.htm>

1 今回の作業報酬下限額の対象となる契約

平成25年4月1日以降に契約を締結する次の契約等

- (1) 予定価格6億円以上の工事請負契約【特定工事請負契約】
- (2) 予定価格1,000万円以上の業務委託契約（警備のうち人的警備、駐車場管理、建物清掃等、屋外清掃、施設維持管理、電算関連業務のうちデータ入力）及び指定管理業務【特定業務委託契約】

※平成24年度の契約については、「平成24年度作業報酬下限額」、平成23年度の契約については、「平成23年度作業報酬下限額」がそれぞれ適用されます。

2 平成25年度の作業報酬下限額

- (1) 川崎市契約条例第7条第1項第1号に規定する特定工事請負契約に係る作業に従事する者に支払われるべき作業報酬下限額

別表のとおり（時給）

- (2) 川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に係る作業に従事する者に支払われるべき作業報酬下限額

907円（時給）

契約課（企画担当） 担当
電話 044 - 200 - 3695

別表:平成25年度特定工事請負契約作業報酬下限額

(単位:円)

職種	作業報酬下限額
特殊作業員	1,992
普通作業員	1,620
軽作業員	1,193
造園工	1,733
法面工	1,902
とび工	2,082
石工	2,160
ブロック工	2,127
電工	1,980
鉄筋工	1,992
鉄骨工	1,970
塗装工	2,150
溶接工(機械工)	2,375
運転手(特殊)	2,025
運転手(一般)	1,722
潜かん工	2,330
潜かん世話役	2,768
さく岩工	2,060
トンネル特殊工	2,138
トンネル作業員	1,845
トンネル世話役	2,430
橋りょう特殊工	2,273
橋りょう塗装工	2,363
橋りょう世話役	2,555
土木一般世話役	2,195
高級船員	2,543
普通船員	1,980
潜水土	3,083

職種	作業報酬下限額
潜水連絡員	2,082
潜水送気員	2,060
山林砂防工	2,262
軌道工	3,353
型わく工	1,992
大工	2,025
左官	2,015
配管工	1,890
はつり工	1,935
防水工	2,003
板金工	1,992
タイル工	2,060
サッシ工	1,857
内装工	1,970
ガラス工	1,868
建具工	1,902
ダクト工	1,755
保温工	1,857
建築ブロック工	1,935
設備機械工	1,935
交通誘導員A	1,080
交通誘導員B	957
電気通信技術者	3,015
電気通信技術員	2,070
機械設備製作工	2,543
機械設備取付工	2,195